

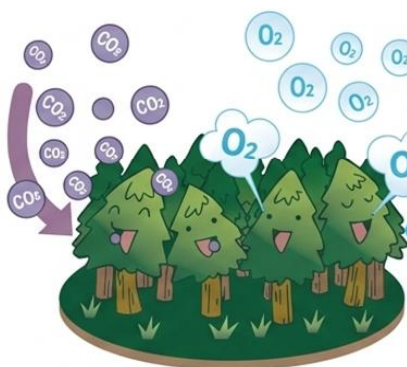
木材をいっぱい使った建物は、第2の森林に！

自宅、社屋、店舗の二酸化炭素固定量を算定してみませんか？

秋田県産木材利用促進CO₂固定量認証制度

制度の目的

木材を利用した建物等のCO₂固定量を秋田県が認証します。



木材利用が地球温暖化防止や森林の多面的機能の持続的な発揮につながることを認識を高め、住宅分野にとどまらず、非住宅分野における県産材の利用を強力に促進します。

認証取得のメリット



公的証明

知事による
「認証書」の発行



可視化

第三者認証による、
地球温暖化防止等への
貢献度の明確な確認



PR・価値向上

社会貢献活動の証しとし
ての活用や、企業等のイ
メージアップ・PRに直結

認証対象となる建物等

秋田県産材を「2m³以上」使用していること（※平成25年度以降完成）



事業所・店舗等



公共建築物



住宅



建物の内外装材等

※県内・県外を問わず、部分的な内外装の木質化も対象となります。

申請できる方

- ✓ 建築主
- ✓ 建物等の取得者
- ✓ 設計者
- ✓ あきた材パートナー
(※県外においてあきた材の利用に取り組むパートナー登録者)

あなたの建物の「CO₂の固定量」はどれくらい？

【CO₂の固定量が10トン(スギ材として約15m³)に相当する場合】



約4年分

家庭1世帯が排出するCO₂量 (2.47トン/年)



約10年分

家庭1世帯が自動車を使って排出するCO₂量 (1.03トン/年)



約27年分

人間1人が呼吸により排出するCO₂量 (0.37トン/年)

<資料出所：環境省、国立環境研究所>



申請様式等のダウンロード・詳細はこちらから



➡ 秋田県公式ウェブサイト
『美の国あきたネット』へ

申請・問い合わせ先

秋田県 農林水産部 林業木材産業課 木材利用推進チーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 TEL：018-860-1915 E-mail：rinsan@pref.akita.lg.jp